

税金が戻ってくる!

」を利用してみよう

なることをご存知ですか? 手続きはポイントさえおさえれば簡単!
寄附金控除の仕組みについて学び、「お得」を体験してみてください!

(構成・文 国際協力ボランティア 諸江葉月)

所得 税

確定申告で申請

所得税の控除には、「税額控除」方式と「所得控除」方式の2種類があり、寄附者(=納税者)がどちらか有利なほうを選択できます。大多数の方にとっては、「税額控除」を選択するほうが、メリットが大きいといえます。所得税の控除には確定申告が必要です。勤務先を通じて行われる年末調整では控除できませんので、ご注意ください!

税額控除の場合 (合計寄附金額 - 2,000円) × 40%

※申告できる寄附金額の合計は、年間所得金額の40%が限度。
控除額は、所得税額の25%が限度。

所得控除の場合 (合計寄附金額 - 2,000円) × 所得税率

※申告できる寄附金額の合計は、年間所得金額の40%が限度。



例) オイスカ個人賛助会員Aさんの場合
(年間所得300万円 所得税率10%)

年会費2万円が控除の対象

税額控除の場合 (20,000円 - 2,000円) × 40% = 7,200円 減税

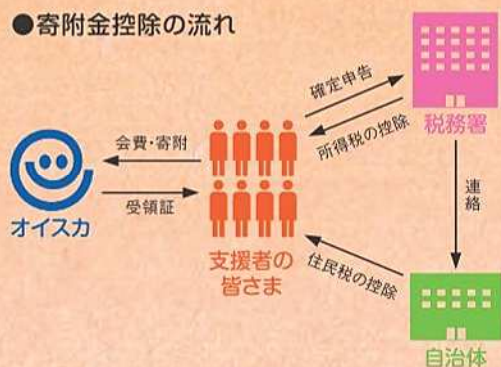
所得控除の場合 (20,000円 - 2,000円) × 10% = 1,800円 減税

寄附金控除って?
納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄附金」を支出した場合に、所得税や住民税(一部の自治体)において税制上の優遇措置を受けることができます。

オイスカは、2011年に内閣総理大臣の認定を受けた公益財団法人です。このため、オイスカへの寄附や賛助会費も優遇措置の対象となり、手続きをすることで寄附金額の一部が所得税や住民税から控除されます。11年の税制改正により、寄附者にとって有利

な仕組みが実現するなど、寄附金控除を拡充する動きが進んでいます。
「所得税」と「住民税」二つの控除
寄附金控除には、所得税からの控除と住民税からの控除があります。所得税からの控

●寄附金控除の流れ



寄附金控除の対象になるのは

- オイスカに賛助会費を納められた方
- 「子供の森」計画に支援金を納められた方
- 各種寄附をされた方

※上記、合計金額が2千円を超える場合に限りです

除は確定申告さえすれば、日本全国どなたでも受けることができます。さらにお住まいの自治体によっては、住民税からの控除も合わせて受けることが可能です。では、具体的な控除の仕組みについて学んでいきましょう。

手続き簡単！ 納めた

TOPIC

「寄附金控除制度」

皆さんがオイスカに納めてくださる会費や寄附金が税控除の対象に
また寄附金控除はお得だけでなく、大切な社会的意義があります。

寄附金控除の社会的意義

本来税金は、行政によってのみ使い道が決められています。そのため、自分の納めた税金が何に使われているのか、無駄遣いはされていないのかといった思いを抱きながらも、国民は見守ることしかできま

せんでした。

しかし、この制度を利用することで、オイスカの活動に賛同し会費や寄附で支援していただいた方は、その金額の最大50%が納めた税金から控除されます。何に使われるか不透明だった税金の一部が、控除というかたちで国や地方

自治体から確実にオイスカに拠出されたことが分かるのです。寄附金控除の申請をすることで、納税者自身が税金の一部をどう使うのかを選択し、間接的に自分の支援したい事業や団体のために活用させることができるといえるでしょう。国民の意見を政治に反映

住民税

確定申告 or
簡易手続きで申請

下記の自治体にお住まいの方は、住民税からも寄附金額の最大10%（都道府県民税4%・市区町村民税6%）の控除を受けることができます。自治体によって控除額が異なります。詳しくは各自治体にお問い合わせください。

都道府県 東京、神奈川、福岡、佐賀、岐阜、富山、石川、広島、長野

市区町村 東京都杉並区、神奈川県横浜市、静岡県浜松市、岐阜県岐阜市、福岡県福岡市、佐賀県佐賀市、愛知県常滑市・豊田市、富山県下の全市町村（順不同）

※上記以外の自治体でも指定を受けている場合がありますので、お住まいの自治体にお問い合わせください。

都道府県民税 (寄附額-2,000円)×4%

市区町村民税 (寄附額-2,000円)×6%

合計最大10%が控除

※申告できる寄附金額の合計は、年間所得金額の30%が限度。



サラリーマンなど給与所得者で確定申告を行わない方は、簡易な申告により住民税の控除を受けることができます。詳しくは各自治体窓口まで。

確定申告をお忘れなく！

平成25年分の確定申告の期間は、2月17日(月)～3月17日(月)です

〈確定申告に必要なもの〉

- ① 当法人の発行した受領証
- ② 税額控除に係る証明書（当法人ホームページよりダウンロードできます <http://www.oisca.org/support/tax.html>）※税額控除を選択する場合
- ③ 確定申告書
- ④ 勤務先の源泉徴収票（給与所得者の場合）

させる具体的な手段ともいえるのではないのでしょうか。こうした動きが社会に広がることで、NGOやNPOの活動の発展が期待されます。オイスカ会員の皆さん、お財布にも社会にもやさしい「寄附金控除制度」をぜひ活用してみたいかがででしょうか？